

社会福祉法人ひかりの園役員等報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの園役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては本規程の役員等報酬に関する規程から除外する。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は年間70万円を超えないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表1の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費がある場合は、別表2に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(費用弁償の受領)

第4条 この規程の費用弁償金の受領については、署名又は押印にて領収とする。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することが出来る。

(附 則)

この規程は、2017年7月1日より施行する。

この規程は、2018年1月1日より改正施行する。

別表 1

役職等	報酬等の上限額
理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの日当12,450円(源泉所得税2,450円) ・半日あたりの日当5,340円(源泉所得税340円) ・理事会及び評議員会出席の都度3,110円(源泉所得税110円)
非常勤役員	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの日当12,450円(源泉所得税2,450円) ・半日あたりの日当5,340円(源泉所得税340円) ・理事会及び評議員会出席の都度3,110円(源泉所得税110円)
評議員	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会出席の都度3,110円(源泉所得税110円)

別表 2

航空賃	鉄道賃	車賃
		自己車両
実費	実費	1 km 2 5 円

(注)

1. 日帰りの出張が施設より直線距離で 50 k m の範囲外かつ往復の所要時間を含め引き続き 5 時間以上の出張の場合は、日当を支給する。また、旅行に 1 泊以上の宿泊を伴う場合は、行先の距離にかかわらず日当を支給する。(別表 1)
2. 特急又は新幹線の利用は、100km 以上又は上りは静岡駅以東・下りは三河安城駅以西とする
3. タクシーの利用については、交通機関が極めて不便な場合に限り許可する